

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

令和8年9月定例議会 報第11号 参考資料

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (2) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 (3) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。 (4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して<u>香芝市</u>が定める額をいう。 (5) 特定地域型保育事業 法<u>第43条第4項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。 (6) 教育認定子ども <u>法第27条第1項</u> に 規定する教育認定子どもをいう。 (7) 満3歳以上保育認定子ども <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第2号</u>に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (8) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (2) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 (3) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。 (4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して<u>市</u>が定める額をいう。 (5) 特定地域型保育事業 法<u>第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。 (6) 教育認定子ども <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号</u>に規定する教育認定子どもをいう。 (7) 満3歳以上保育認定子ども <u>令</u> 第4条第1 項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (8) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。